

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第21号	さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和4年6月9日
条例第22号	さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和4年7月1日
条例第23号	さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例及びさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	選 挙 課	令和4年7月1日
条例第24号	さいたま市市民憲章審議会条例を廃止する条例	都 市 経 営 戦 略 部	令和4年7月1日
条例第25号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和4年7月1日
条例第26号	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例	税 制 課	令和4年7月1日
条例第27号	さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例	食 品 衛 生 課	令和4年7月1日
条例第28号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	住 宅 政 策 課	令和4年7月1日
条例第29号	さいたま市ケアラー支援条例	福 祉 総 務 課	令和4年7月1日
条例第30号	さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	障 害 支 援 課	令和4年7月1日
条例第31号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例	保 育 課	令和4年7月1日
条例第32号	さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	生 活 衛 生 課	令和4年7月1日
条例第33号	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和4年7月1日

さいたま市条例第21号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(委員会の開催方法の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）<u>その他重大な感染症</u>のまん延の予防措置の観点から又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(出席説明の要求)</p> <p>第21条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(公述人の決定)</p>	<p style="text-align: center;">(委員会の開催方法の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の予防措置により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(出席説明の要求)</p> <p>第21条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公述人の決定)</p>

<p>第25条 [略] 2 [略] <u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 [略] <u>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 [略] 2 [略] <u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u> <u>4 [略]</u></p>	<p>第25条 [略] 2 [略]</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 [略] 2 [略] <u>3 [略]</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第22号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	区 域	名 称	区 域
[略]		[略]	
見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目、大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町2丁目、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字蓮沼、春岡1丁目から春岡3丁目まで、春野1丁目から春野4丁目まで、大字東新井、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで、大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、 <u>大字風渡野、風渡野1丁目及び風渡野2丁目</u> 、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字見山並びに大字山	見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目、大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町2丁目、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字蓮沼、春岡1丁目から春岡3丁目まで、春野1丁目から春野4丁目まで、大字東新井、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで、大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、大字風渡野、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字見山並びに大字山
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第23号

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例及びさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例(平成13年さいたま市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、<u>さいたま市議会の議員(以下「議員」という。)</u>又は<u>さいたま市長(以下「市長」という。)</u>の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 <u>議員又は市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)</p>	<p>さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、<u>さいたま市の議会の議員及び長(以下「議員及び長」という。)</u>の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 <u>議員及び長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)</p>

）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりさいたま市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、さいたま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあつては当該区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）を経由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100

までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定によりさいたま市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、さいたま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあつては当該区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）を経由して市委員会に、長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) [略]

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800

四) の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあっては当該区委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあっては市委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が

四) の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を、議員の選挙にあっては当該区委員会を經由して市委員会に、長の選挙にあっては市委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が

500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万5,000円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

（さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年さいたま市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p>	<p style="text-align: center;">（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円51銭</u></p>

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に38万6,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に37万5,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

さいたま市条例第24号

さいたま市市民憲章審議会条例を廃止する条例

さいたま市市民憲章審議会条例（令和2年さいたま市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第25号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（給与からの控除）</u></p> <p><u>第7条 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第2号の公立学校共済組合に加入する会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</u></p> <p><u>(1) 埼玉県教職員互助会の掛金並びに貸付金に係る償還金及びその利子</u></p> <p><u>(2) 埼玉県教職員互助会の取り扱う生命保険の保険料</u></p> <p><u>(3) 団体契約を締結している生命保険及び損害保険の保険料</u></p> <p><u>(4) 登録された職員団体の組合費及び当該職員団体の取り扱う生命保険の保険料（当該団体に加入している会計年度任用職員から文書により控除申請があったものに限る。）</u></p> <p><u>2 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、地方公務員等共済組合法第3条第1項第6号の市町村職員共済組合に加入する会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</u></p> <p><u>(1) 市が会計年度任用職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費</u></p> <p><u>(2) さいたま市職員互助会の掛金</u></p> <p><u>(3) 団体契約を締結している生命保険及び損害保険の保険料</u></p> <p><u>(4) 登録された職員団体の組合費（当該団体に加入している会計年度任用職員から文書により控除申請があったものに限る。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（給与からの控除）</u></p> <p><u>第7条 給与条例第35条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市条例第26号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書（第82条の3第1項の証明書を除く。）の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機による法第20条の10の納税証明書の<u>交付の手数料</u>は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 法第20条の10の納税証明書（第82条の3第1項の証明書を除く。）の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機による法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u>は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書が</u></u></p>

5 [略]

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金

いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第25条の2 所得割の納税義務者が、第19条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金

額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 [略]

第29条 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載さ

額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第28条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 [略]

第29条 [略]

2 前項本文の場合において、当該確定申告書に記

れた事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2～5 [略]

（個人の市民税の納期）

第33条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（固定資産税の納期）

第76条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合において、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2～5 [略]

（個人の市民税の納期）

第33条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

（固定資産税の納期）

第76条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において

3・4 [略]

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第82条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、1件につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

2 [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)

第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書(同条の証明書にあつては、同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、証明書1件ごとに300円とする。

2 [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第92条 [略]

2 [略]

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(都市計画税の納期)

第155条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が第76条第2項の規定により別に定める固定資産税の納期によるものとする。

附 則

第15条の3の2 平成22年度から令和20年度

別に納期を定めることができる。

3・4 [略]

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第82条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1件につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

2 [略]

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付手数料)

第82条の3 法第20条の10又は第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書(同条の証明書にあつては、同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、証明書1件ごとに300円とする。

2 [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第92条 [略]

2 [略]

(都市計画税の納期)

第155条 [略]

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が第76条第2項の規定により別に定める固定資産税の納期によるものとする。

附 則

第15条の3の2 平成22年度から令和15年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第2項第5号	5分の4
法附則第15条第15項本文	[略]
法附則第15条第15項ただし書	[略]
法附則第15条第23項第1号	[略]
法附則第15条第23項第2号	[略]
法附則第15条第23項第3号	[略]
法附則第15条第24項第1号	[略]
法附則第15条第24項第2号	[略]
法附則第15条第26項第1号	[略]
法附則第15条第26項第2号	[略]
法附則第15条第26項第3号	[略]
法附則第15条第29項	[略]
法附則第15条第33項	[略]
法附則第15条第34項	[略]
法附則第15条第39項	[略]
法附則第15条第43項	[略]
法附則第15条第44項	4分の3
[略]	

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第36条の2 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第2項第5号	4分の3
法附則第15条第16項本文	[略]
法附則第15条第16項ただし書	[略]
法附則第15条第24項第1号	[略]
法附則第15条第24項第2号	[略]
法附則第15条第24項第3号	[略]
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	[略]
法附則第15条第27項第1号	[略]
法附則第15条第27項第2号	[略]
法附則第15条第27項第3号	[略]
法附則第15条第30項	[略]
法附則第15条第34項	[略]
法附則第15条第35項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
法附則第15条第46項	[略]
[略]	

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第36条の2 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する

1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第44条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当

を含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第44条 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第44条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことにつ

等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

いてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第60条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年さいたま市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中第29条の3の改正を次のように改める。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければ

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければ

ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職所得等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2～5 [略]

ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2～5 [略]

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。	第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3) 第1条中第29条の3の改正及び附則第2条第2項の規定 令和5年1月1日</u>	(3) 第1条中第15条、第29条の3及び第54
<u>(4) 第1条中第15条及び第54条の改正並びに附則第11条の改正並びに附則第2条第1項の</u>	<u>条の改正並びに附則第11条の改正並びに附則</u>

<p>規定 令和6年1月1日</p> <p>(5) [略]</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「改正後の条例」という。)第15条及び第54条並びに附則第11条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 改正後の条例第29条の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「3号施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用し、3号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前のさいたま市市税条例第29条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。</p>	<p>第2条の規定 令和6年1月1日</p> <p>(4) [略]</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>
--	---

(さいたま市市税条例の一部改正)

第3条 さいたま市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第49条に</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第49条に</p>

規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職所得等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職所得等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第10条第2項、第33条、第76条、第92条及び第155条の改正並びに附則第18条の2及び第54条の改正並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第6条の規定 公布の日
- (2) 第1条中第29条の2の改正並びに附則第15条の3の2及び第39条の改正並びに第60条を削る改正並びに附則第3条第2項の規定 令和5年1月1日
- (3) 第1条中第19条、第25条の2、第28条及び第29条の改正並びに附則第36条の2、第43条の2及び第44条の改正並びに第3条の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (4) 第1条中第10条第1項、第82条の2及び第82条の3の改正並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例第10条第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定によ

る証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第33条第2項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第29条の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる施行の日以後に支払を受けるべき第29条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前のさいたま市市税条例第29条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例第82条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例第82条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規

定の施行の日以後にされる同法第20条の10又は第382条の3の規定による証明書（同条の証明書にあっては、同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第6条 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第27号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～53 [略]		1～53 [略]	
54 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）第13条の規定による <u>ふぐ処理施設</u> の認定の申請に対する審査	[略]	54 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）第13条の規定による <u>ふぐ取扱施設</u> の認定の申請に対する審査	[略]
55 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第16条第2項の規定による <u>ふぐ処理施設</u> の認定書の交付の申請に対する審査	[略]	55 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第16条第2項の規定による <u>ふぐ取扱施設</u> の認定書の交付の申請に対する審査	[略]
56 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第17条第1項の規定による <u>ふぐ処理施設</u> の認定書の再交付の申請に対する審査	[略]	56 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第17条第1項の規定による <u>ふぐ取扱施設</u> の認定書の再交付の申請に対する審査	[略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市条例第28号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～62 [略]		1～62 [略]	
63 [略]		63 [略]	
63の2 長期優良住宅法第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（第63項の3に規定するものを除く。）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額		
(1) 一戸建てのもの	85,000円		
(2) 一戸建て以外のもの			
ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	194,000円		
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	306,000円		
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	599,000円		
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1,068,000円		

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1,832,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	3,384,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	4,832,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	5,919,000円

63の3 長期優良住宅法第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査で、品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しのあるもの	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額
(1) 一戸建てのもの	13,000円
(2) 一戸建て以外のもの	
ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	25,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	42,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	78,000円
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	118,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	173,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	300,000円		
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	386,000円		
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	451,000円		
64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査にあつては、次項に規定するものを除く。）	第61項各号、第62項各号、第63項の2各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額	64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）	第61項各号又は第62項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額
65・66 [略]		65・66 [略]	
67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の地位の承継の申請に対する審査	[略]	67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査	[略]
67の2～80 [略]		67の2～80 [略]	
備考 1～3 [略] 4 第61項、第62項、第63項の2及び第63項の3において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第7項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。 5～8 [略]		備考 1～3 [略] 4 第61項及び第62項において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。 5～8 [略]	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市条例第29号

さいたま市ケアラー支援条例

日常生活において支援を必要としている人の周りには、それらの人を支える多くのケアラーの存在があり、それは決して特別な存在ではない。高齢化、核家族化、晩婚化、ニーズの多様化等に伴い、誰もがケアをされる側にも、ケアをする側にもなり得る。

ケアラーがケアをするのは、支援が必要な高齢者、障害児者、がん・難病・精神疾患等の慢性的な疾患を抱えた人及び医療的ケアを必要とする子どものほか、薬物・アルコール等依存症の人、ひきこもり状態の人、幼い兄弟姉妹等多岐にわたる。また、老老介護、老障介護、育児と介護を同時に担うダブルケア、配偶者介護等、ケアの在り方も多様化している。

一方で、ケアラーは、誰とも悩みを共有できずに社会から孤立し、ケアに伴う過度な負担により、自身の日常生活に支障が生じる場合もある。とりわけ、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、日常生活への支障はもとより、適切な教育の機会が確保されず、進学、就職等の人生の選択肢を狭めてしまうおそれがある等、自身の将来に大きな影響を及ぼすことも懸念される。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを含む家庭全体への支援を通じて、誰一人取り残すことなく、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。

ここに、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生

活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市におけるケアラー支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われるべきものであること。
- (2) 市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われるべきものであること。
- (3) ヤングケアラーに対する支援については、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるように行われるべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、支援を必要としているケアラーの早期発見に努めるものとする。

3 市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する施策)

第9条 市は、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 相談支援体制の整備及び周知に関すること。
- (2) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- (3) ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること。
- (4) ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。
- (5) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
- (6) 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関すること。

(広報及び啓発)

第10条 市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民等、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

(体制の整備)

第11条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、当該施策を総合的かつ計画的に実施する体制及び市、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協

力体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第30号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第73条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第73条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び</p>

<p>び第73条において同じ。)を行う場合 3～8 [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 [略]</p>	<p>第73条において同じ。)を行う場合 3～8 [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 [略]</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第73条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 [略]</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第73条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 [略]</p>

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第80条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p> <p>2～9 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第80条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p> <p>2～9 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第31号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立針ヶ谷保育園	さいたま市浦和区 <u>領家7丁目2番30号</u>	[略]	さいたま市立針ヶ谷保育園	さいたま市浦和区 <u>針ヶ谷1丁目4番3号</u>	[略]
[略]			[略]		
さいたま市立東大成保育園	さいたま市北区 <u>盆栽町453番地</u>	[略]	さいたま市立東大成保育園	さいたま市北区 <u>東大成町2丁目103番地</u>	[略]
[略]			[略]		
さいたま市立大砂土保育園	さいたま市北区 <u>土呂町1丁目51番地8</u>	[略]	さいたま市立大砂土保育園	さいたま市北区 <u>盆栽町453番地</u>	[略]
[略]			[略]		
さいたま市立岩槻本町保育園	さいたま市岩槻区 <u>本町2丁目6番19号</u>	[略]	さいたま市立岩槻本町保育園	さいたま市岩槻区 <u>本町2丁目5番5号</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表さいたま市立針ヶ谷保育園の項の改正 令和4年8月8日
- (2) 別表さいたま市立大砂土保育園の項の改正 令和4年9月20日
- (3) 別表さいたま市立東大成保育園の項の改正 令和4年10月11日
- (4) 別表さいたま市立岩槻本町保育園の項の改正 令和4年11月21日

さいたま市条例第32号

さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市公衆浴場法施行条例（平成24年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第4条—第7条関係）	別表第1（第4条—第7条関係）
1～30 [略]	1～30 [略]
31 <u>7歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。	31 <u>10歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。
32・33 [略]	32・33 [略]

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市条例第33号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成13年さいたま市条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第3条 [略] 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第3条 [略] 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。